

有効期間満了日 令和8年3月31日
熊生環第481号
令和7年7月2日

熊本県風俗案内業の規制に関する条例の一部改正について（通達）

熊本県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例（令和7年熊本県条例第38号）が下記のとおり公布され、本日から施行されることとなったので、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 改正の概要

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第45号。以下「改正風営法」という。）の施行により、熊本県風俗案内業の規制に関する条例（平成30年熊本県条例第58号）の欠格事由に係る規定（第4条）に条ずれが生じたことから表記を改めるものである。

2 添付資料

- (1) 公布文（熊本県公報の写し）
- (2) 新旧対照表

3 施行日（公布日）

令和7年7月2日（改正風営法の施行日令和7年6月28日）

※ 添付資料（略）